

利用者の財産を預かるときのポイント②

利用者に金銭管理サービスを提供するとき、どのようなことに留意する必要があるのでしょうか。ポイントをまとめました。
【前号の続き】

文書で契約内容を残しましょう

契約は口約束でも成立しますが、お金に関わる事項です。文書で残す方が良いでしょう。あとで言った言っていないとトラブルになる可能性があります。注意が必要です。

また、文書にする場合でもいくつかの方法があります。利用者からお金の管理をしてもらいたい旨の委任状をもらう方法、金銭管理サービ

スを提供する旨の同意書をもつ方法、契約書を作成する方法等があります。

契約書は通常2部作成するため、利用者も手元で保管できいつでも契約内容を確認できるのでおすす

めです。契約書には預かる物品や実施する作業も記載することで安心して預ける・預かることができます。

金銭管理の公的な制度として日常生活自立支援事業があります。実際の運営は社会福祉協議会が担っています。

日常生活自立支援事業

主なサービスとしては①介護サービスの情報提供や相談②日常の金銭の管理（病院代の支払い、預貯金の出し入れ等）、③通帳や証書等貴重品の預かりがあります。お金に関わる相談にも乗ってもらえます。また、定期的な見守りもあるため、安心して生活を送ることができ

ます。詳しくはお近くの社会福祉協議会までお問合せください。

利用者のために。利益相反に注意！

金銭管理サービスでは利用者の通帳を預かることがあります。これは本人が自分の財産を自由に使う権利を制限する危険性を持っています。金銭管理サービスを利用してもお金を何に使うか決める

権利は利用者本人が有します。金銭管理サービスを提供する側はあくまで本人の意思に基づき実務的な作業を行うサービスです。

利用者の収入が月10万円が必要な支出が8万円の場合を考えます。利用者が小遣いで3万円使いたいと言ったとき、金銭管理サービス提供者にそれを拒否する権利はありません。

それでは生活が成り立たない事を説明して利用者が理解した上で小遣いを2万円にする必要があ

ります。利用者がその判断ができない場合は、成年後見制度の活用等の検討が必要になります。

特に自団体が提供している福祉サービスの支払いを優先して行う、収入に応じて提供するサービスを決めるといったことなどは利益相反とみなされます。利用者の権利を侵害する行為は結果的に団体の利益にもつながりません。

利用料をもらっていいの？

お金の管理をするにあたって利用料を徴収することはできません。契約時にいくら費用が発生するのか、どのように費用が発生するのかを説明します。

通帳を預かっている場合は、利用料も口座から徴収することになるため、利用者にきちんと報告（請求書・領収書の発行等）が必要となります。

利用料や必要経費であっても利用者が無断でお金を動かすことは利用者の権利侵害だけでなく、不信感につながります。金銭管理も一つのサービスとなりま

すので他のサービス同様に扱います。